

地方自治法の一部改正に伴う議会に係る手続きのオンライン化

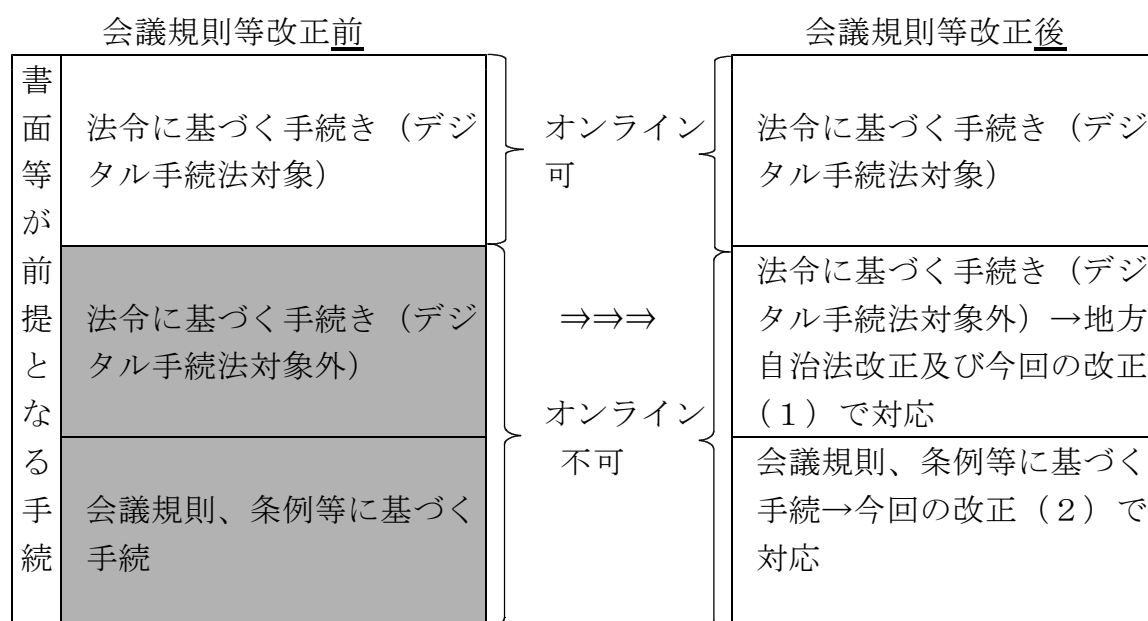
1 改正の概要

地方議会に係る手続きのオンライン化を可能とする規定を含む「地方自治法の一部を改正する法律案」（閣法第39号。以下「改正法」いう。）が、令和5年4月26日の衆議院本会議で可決・成立しました（オンライン化に係る規定は、令和6年4月1日施行。）。

情報技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）において、法令に基づく行政機関等への申請や行政機関が行う処分通知等は、オンラインにより行うことが可能とされています。しかし、デジタル手続法において地方議会は「行政機関等」から除かれているためにオンライン化できなかった地方議会における行政機関等が関与しない法令に基づく手続き（請願、意見書等）が改正法によりオンラインで行うことが可能となりました。

一方、改正法によりオンライン化が可能となった手続であっても、地方自治法では書面等が要求されておらず、会議規則、委員会条例及び請願条例により書面等が要求されている場合や書面等を前提とする手続についてもオンライン化を可能とするため、会議規則、委員会条例及び請願条例の改正が必要となりました。

- (1) 地方自治法改正によりオンライン可能となった手続（請願、意見書等）
→会議規則等で書面等が要求されている場合でも、オンライン化を可能とする。
- (2) 会議規則、条例等の規定により、書面等を前提とする手続（一般質問の要旨の通告）→会議規則等の改正により、オンライン化を可能とする。



2 議会（議員も含む）が関与する手続のオンライン化について）

○：デジタル手続法によりオンライン化が可能なもの ×：デジタル手続法の適用対象外のもの

◎：地方自治法改正案によりオンライン化が可能となるもの ー改正法案に規定がないもの

地方自治法	手続の主体	書面等を前提とする手続き	オンライン化	
			デジタ 手続法	地方自治 法改正案
第99条	議会 →国会	意見書の提出	×	◎
	議会 →関係行政庁	意見書の提出	○	ー
第100条 第15項	会派又は議員 →議長	政務活動費にかかる収支及び支出の報告書の提出	×	◎
第109条 第6項	議会の委員会 →議会	議案の提出（第109条第7項において文書を以て行う旨規定）	×	◎
第112条 第1項	議員 →議会	議案の提出（第112条第3項において文書を以て行う旨規定）	×	◎
第118条 第6項	議会 →議員、 被選挙人	議会における選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付	×	◎
第122条	長 →議会	予算又は事務に関する説明書の提出	○	ー
第123条 第4号	議長 →長	会議録の書面の写し又は磁気ディスクの提出	×	◎
第124条	住民 →議会	請願書の提出	×	◎
第127条 第3項	議会 →議員	議員の資格決定に係る決定書の交付	×	◎
第137条	議長 →議員	欠席議員に対する招状の発出	×	◎
第149条 第1号	長 →議会	議案の提出	○	ー
第211条 第2項	長 →議会	予算に関する説明書	○	ー
第233条 第5項	長 →議会	決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類等の提出	○	ー
第241条 第5項	長 →議会	基金の運用状況を示す書類の提出	○	ー
第243条の3 第2項、 第3項	長 →議会	第221条第3項の法人の経営状況、信託状況、信託契約の信託状況を説明する書類	○	ー

3 オンライン化の対象となる手続き

(1) 地方自治法改正の対象となる手続き

当事者	手続きの内容	根拠規定（地方自治法）	オンライン化根拠規定（地方自治法）	対応する会議規則等
会派又は議員 →議長	政務活動費に係る収支及び支出の報告書の提出	第100条第15項	第100条第15項（条例の定めるところによりオンライン化可能とする規定）	執行機関のオンライン手続条例の規定により対象となる
議長→長	会議録の書面の写し又は電磁的記録を添えた会議結果の報告	第124条第4項	第124条第4項	会議規則のオンライン化に係る規定
委員会→議会	委員会による議案の提出（団体意思決定に係るもの）	第109条第6項及び第7項	第138条の2第1項	会議規則
議員→議会	議員による議案の提出（団体意思決定に係るもの）	第112条第1項及び第3項	第138条の2第1項	会議規則
請願者→議会	請願書の提出	第124条	第138条の2第1項	請願条例
議会→国会	意見書の提出（国会宛）	第99条	第138条の2第2項	国会事務局の定め
議会→議員	議会における選挙の投票の効力の意義に係る決定書の交付	第118条第1項後段及び第6項	第138条の2第2項	会議規則（委任規定新設）
議会→議員	議員の資格決定に係る決定書の交付	第127条第1項及び第3項	第138条の2第2項	会議規則（委任規定新設）
議長→議員	欠席議員に対する招状の発出	第137条	第138条の2第2項	会議規則のオンライン化に係る規定

(2) 会議規則のうちオンライン化・デジタル化の対象となる主な手続き

「オンライン化」とはインターネット等のコンピュータネットワークを利用する方法であり、「デジタル化」とはオンライン化も含むデジタル技術を利用する方法一般を言います。したがって、議会・議長等による作成または保存の規定については「デジタル化」となります。

当事者	手続きの内容	根拠規定（会議規則）	オンライン化根拠規定（会議規則）
議長→議員	出席催告	第13条	第99条の2第2項
議員→議長	議案の提出（機関意思決定に係るもの）	第14条第1項	第99条の2第1項
委員会→議長	議案の提出（機関意思決定に係るもの）	第14条第2項	第99条の2第1項
議員→議長	修正の動議の提出	第17条	第99条の2第1項
議長→議員	議事日程の配付	第20条本文	第99条の2第1項
—	選挙関係書類の文書等による作成および保存	第34条	第99条の3第1項
議員→議長	発言通告書の提出	第52条	第99条の2第1項
議員→議長	一般質問の要旨の提出	第61条第6項	第99条の2第1項
住民→議長	公聴会における意見を述べようとする者の意見	第74条の3	第99条の2第1項
公述人→議会	議会が許可した場合における文書による意見陳述	第74条の7	第99条の2第1項
議長→議員	配布用会議録の配付	第76条	第99条の2第2項
—	会議録署名議員	第78条	第99条の3第1項
議長→副議長	辞表の提出	第80条第1項	第99条の2第1項
副議長→議長	辞表の提出	第80条第1項	第99条の2第1項
議員→議長	辞表の提出	第81条第1項	第99条の2第1項
議員→議長	資格決定要求書及び証拠書類の提出	第82条	第99条の2第1項
議員→議長	懲罰動議の提出	第91条	第99条の2第1項

当事者	手続きの内容	関連規定
意見を述べようとする者→議会	意見を述べようとする者の申出	会議規則第74条の3
公述人→議会	代理人又は文書等による意見の陳述	会議規則第74条の7

(3) 委員会条例のうちオンライン化・デジタル化の対象となる主な手続き

当事者	手続きの内容	根拠規定（委員会条例）	オンライン化根拠規定（会議規則）
委員会→議長	派遣承認要求書の提出	第32条	第99条の2第1項
委員会→議長	委員会報告書の提出	第35条	第99条の2第1項

当事者	手続きの内容	関連規定
意見を述べようとする者→委員会	意見を述べようとする者の申出	委員会条例第54条
公述人→委員会	代理人又は文書等による意見の陳述	委員会条例第58条
—	委員会記録の作成	委員会条例第60条第3項

(4) 請願条例のうちオンライン化・デジタル化の対象となる主な手続き

当事者	手続きの内容	根拠規定（請願条例）	オンライン化根拠規定（会議規則）
議長→議員	請願文書表の配付	第4条第1項	第99条の2第2項
住民→議会	陳情書等提出及び陳情文書表等の文書等による配付	第12条	第99条の2第1項